

(注)

各欄の記入については、次によること。

- 1 「歯列・咬合」の欄歯列の状態、咬合の状態について、異常なし、定期的観察が必要、専門医（歯科医師）による診断が必要、の3区分について、それぞれ0、1、2で記入する。
- 2 「顎関節」の欄顎関節の状態について、異常なし、定期的観察が必要、専門医（歯科医師）による診断が必要、の3区分について、それぞれ0、1、2で記入する。
- 3 「歯垢の状態」の欄歯垢の付着状態について、ほとんど付着なし、若干の付着あり、相当の付着あり、の3区分についてそれぞれ0、1、2で記入する。
- 4 「歯肉の状態」の欄歯肉炎の発症は歯垢の付着とも関連深いものであるが、ここでは歯肉の増殖や退縮などの歯肉症状からみて、異常なし、定期的観察が必要、専門医（歯科医師）による診断が必要、の3区分について、それぞれ0、1、2で記入する。
- 5 「歯式」の欄次による。
 - イ 現在歯、う歯、喪失歯、要注意乳歯及び要観察歯は、記号を用いて、歯式の該当歯の該当記号を附する。
 - ロ 現在歯は乳歯、永久歯とも該当歯を斜線又は連続横線で消す。
 - ハ 喪失歯はう歯が原因で喪失した永久歯のみとする。該当歯に△を記入する。
 - ニ 要注意乳歯は、保存の適否を慎重に考慮する必要があると認められた乳歯とする。該当歯に×を記入する。
 - ホ う歯は、乳歯、永久歯ともに処置歯○又は未処置歯Cに区分する。
 - ヘ 処置歯は、充填、補綴により歯の機能を営むことができると認められる歯で該当歯に○を記入する。ただし、う歯の治療中のもの及び処置がしてあるがう歯の再発等により処置を要するものは未処置歯とする。
 - ト 永久歯の未処置歯Cは、直ちに処置を必要とするものとする。
 - チ 要観察歯は主として視診にて明らかなう窩が確認できないが、う歯の初期病変の徴候（白濁、白斑、褐色斑）が認められ、その経過を注意深く観察する必要がある歯で該当歯にC○と記入する。具体的には、（1）小窩裂溝では、エナメル質の実質欠損は認められないが、う蝕の初期病変を疑うような褐色、黒色などの着色や白濁が認められるもの、（2）平滑面では、エナメル質の実質欠損は認められないが、脱灰を疑うような白濁や褐色斑等が認められるもの、（3）そのほか、例えば、隣接面や修復物下部の着色変化、（1）、（2）の状態が多数に認められる場合等、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合が該当する。この場合は学校歯科医所見欄にC○要相談と記載する。
- 6 「歯の状態」の欄歯式の欄に記入された当該事項について、上下左右の歯数を集計した数を該当欄に記入する。
- 7 「その他の疾病及び異常」の欄病名及び異常名を記入する。
- 8 「学校歯科医」の欄規則第9条の規定によって、学校においてとるべき事後措置に関連して学校歯科医が必要と認める所見を記入押印し、押印した月日を記入する。

保健調査の結果と視診触診の結果から必要とみられる事項や要観察歯がある場合には、歯式欄に加えこの欄にもC○、C○要相談と記入する。また、歯垢と歯肉の状態を総合的に判断して、歯周疾患要観察者の場合はG○、歯科医による診断と治療が必要な場合はGと記入する。歯周疾患要観察者G○とは、歯垢があり、歯肉に軽度の炎症症候が認められているが、歯石沈着は認められず、注意深いブラッシング等を行うことによって炎症症候が消退するような歯肉の保有者をいう。
- 9 「事後措置」の欄規則第9条の規定によって学校においてとるべき事後措置を具体的に記入する。